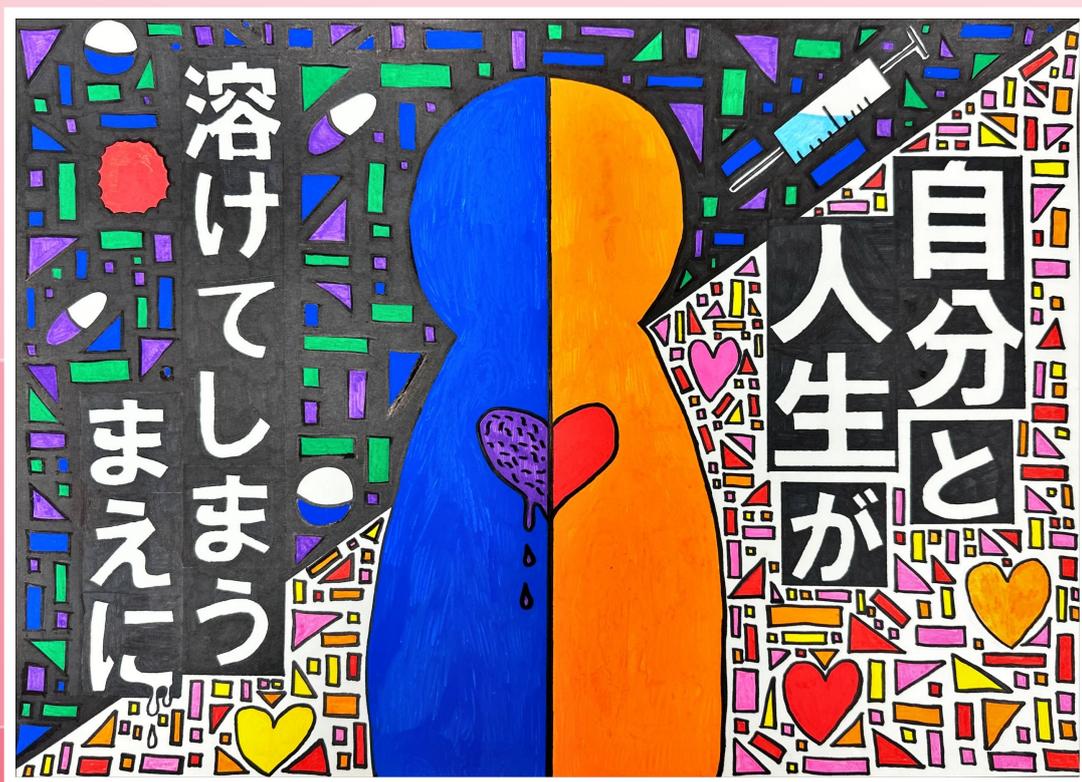


# 第3章



自分と人生が溶けてしまう前に

## 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

第1節	高齢者又は障害のある者等への支援等 .....	66
第2節	薬物依存を有する者への支援等 .....	76

### 第1節

### 高齢者又は障害のある者等への支援等

#### 1 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

##### (1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号34】

法務省は、矯正施設において、犯罪をした者等について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士又は精神保健福祉士を非常勤職員として配置するほか、福祉専門官（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士の資格を有する常勤職員）を配置している（配置施設数の推移は資3-34-1のとおり。）。また、2022年度（令和4年度）は、大規模な刑事施設8庁及び女子刑事施設2庁の合計10庁<sup>※1</sup>において、入所時年齢が60歳以上等の受刑者を対象に認知症スクリーニング検査等を実施し、認知症等の早期把握に努めている。また、2023年度（令和5年度）から、全国の刑事施設において、入所時年齢65歳以上等の受刑者を対象に認知症スクリーニング検査等を実施することとしている。

少年鑑別所（法務少年支援センター）では、地域援助の一環として、検察庁からのいわゆる入口支援<sup>※2</sup>への協力依頼を受けて、被疑者等の福祉的支援の必要性の把握のために知的能力等の検査を実施しており、2022年（令和4年）は、検察庁から220件（前年：305件）の依頼を受け、援助を実施した。

保護観察所では、福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化のため、福祉的支援等を担当する保護観察官に対して、福祉的支援に関する講義を実施しているほか、社会福祉士会等が主催する研修や刑事司法関係機関と福祉関係機関が参加する福祉的支援に関する事例研究会に積極的に参加させるなどして、保護観察官のアセスメント能力の更なる向上等を図っている。

#### 資3-34-1

#### 刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移

（令和元年度～令和5年度）

区分	矯正施設の別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会福祉士	刑事施設	69	69	68	67	67
	少年院	18	18	22	21	25
精神保健福祉士	刑事施設	8	8	8	8	8
	少年院	2	2	2	2	2
福祉専門官	刑事施設	56	58	58	57	58
	少年院	3	8	9	10	12

- 注 1 法務省資料による。  
2 刑事施設は、PFI手法により運営されている施設を除く。

※1 認知症スクリーニング検査実施10庁  
札幌、宮城、栃木、府中、名古屋、大阪、和歌山、広島、高松及び福岡刑務所  
※2 入口支援  
一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、起訴猶予、刑の執行猶予等により矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる者について、高齢又は障害等により福祉的支援を必要とする場合に、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。

## (2) 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号35】

法務省は、刑事施設において、高齢者又は障害のある受刑者の円滑な社会復帰を図るため、「社会復帰支援指導プログラム」(資3-35-1参照)を全国で実施している。同プログラムは、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者として招へいするなど、関係機関等の協力を得て実施し、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導を行うほか、各種福祉制度に関する基礎知識の習得を図るものである。2022年度(令和4年度)の受講開始人員は367人(前年:456人)であった。

## 資3-35-1

## 社会復帰支援指導プログラムの概要



## 刑事施設における一般改善指導

# 社会復帰支援指導プログラム

地域社会とともに開かれた矯正へ

**■ 指導の目標**  
 高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に対し

- ① 基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること。
- ② 出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせること。

**● 対象者**

- ① 特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる者（現に福祉的支援の対象となっている者を含む）
- ② その他本プログラムを受講させることにより、改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者

**● 指導者** 刑事施設職員（刑務官、法務教官、社会福祉士等）、関係機関・団体職員

**● 指導方法** グループワーク、ロールプレイング、視聴覚教材、講話 等

**● 実施頻度等** 1 単元 60 分 全 18 単元 標準実施期間：4～6か月

カリキュラム

単元	単元項目	概要
1	オリエンテーション	プログラムの目的と意義を理解させ、動機付けを図る。
2	基本的動作能力・体力の維持及び向上（生活動作のトレーニング）	体力・健康の維持が社会生活を送る上で重要であることを理解させ、歩行などに必要な体力等の維持及び向上を図る。
3	基本的思考力の維持及び向上（考える力のトレーニング）	物事を考えることが老化防止につながることを理解させ、日常生活で必要となる基本的な思考力等の維持等を図る。
4	基本的健康管理能力の習得①（身体面の健康管理について）	健康管理の必要性を理解させ、自己管理の方法、病気になった場合の病院のかかり方を学ばせる。
5	同②（心の健康）	心の健康について理解させ、健康を維持する方法を学ばせる。
6	7	地域社会の一員として、良好な対人関係を維持することが再犯防止につながることを理解させ、対人関係スキル・会話スキルを学ばせる。
基本的な生活能力の習得①、②（対人スキル等）		
8	基本的な生活能力の習得③（金銭管理を考える）	これまでの金銭の使い方などを振り返り、自分の金銭管理の問題性を認識させ、適切な金銭管理について理解させる。
9	各種福祉制度に関する基礎的知識の習得①（概要）	社会復帰後に健康で安定した生活を送るために社会福祉サービスが利用できることや住民登録等の必要性を理解させる。
10	同②（就労支援と年金）	就労の確保の方法を理解させるとともに、老齢年金等の基本的な内容を理解させる。
11	同③（各種福祉制度）	健康保険及び障害者福祉、高齢者福祉、介護保険と出所後に想定される困難場面における具体的な対処方法について学ばせる。
12	同④（生活保護）	生活保護制度の仕組み、受給資格や申請の仕方等について理解させ、社会福祉に対する関心を喚起し、関係窓口の利用の仕方について学ばせる。
13-1	同⑤（特別調整と地域生活定着支援センター）	特別調整と地域生活定着支援センターの設置目的、業務内容等について理解させる。
13-2	同⑥（更生緊急保護）	更生緊急保護について理解させ、社会復帰後の生活について考えさせる。
14	同⑦（まとめ）	出所後に直面することが予想される危機的場面について考えさせる。出所後利用できる福祉制度や相談の仕方等の確認を行う。
15	再犯防止のための自己管理スキルの習得①（規範遵守）	社会生活においてルールや約束事を遵守する構えを身に付けさせる。
16	同②（安定した生活への動機付け）	安定した生活を送るための具体的な方策を考えさせる。
17	同③（危機場面への対応）	再犯しないために、適切な問題解決の方法を考えさせる。出所後の危機場面を予想させ、適切な対処法を具体化させる。
18	同④（本プログラムのまとめ）	本指導を振り返らせ、受講者が抱えている不安や悩みを整理させ、円滑な社会復帰のための方策を具体的に考えさせる。

出典：法務省資料による。

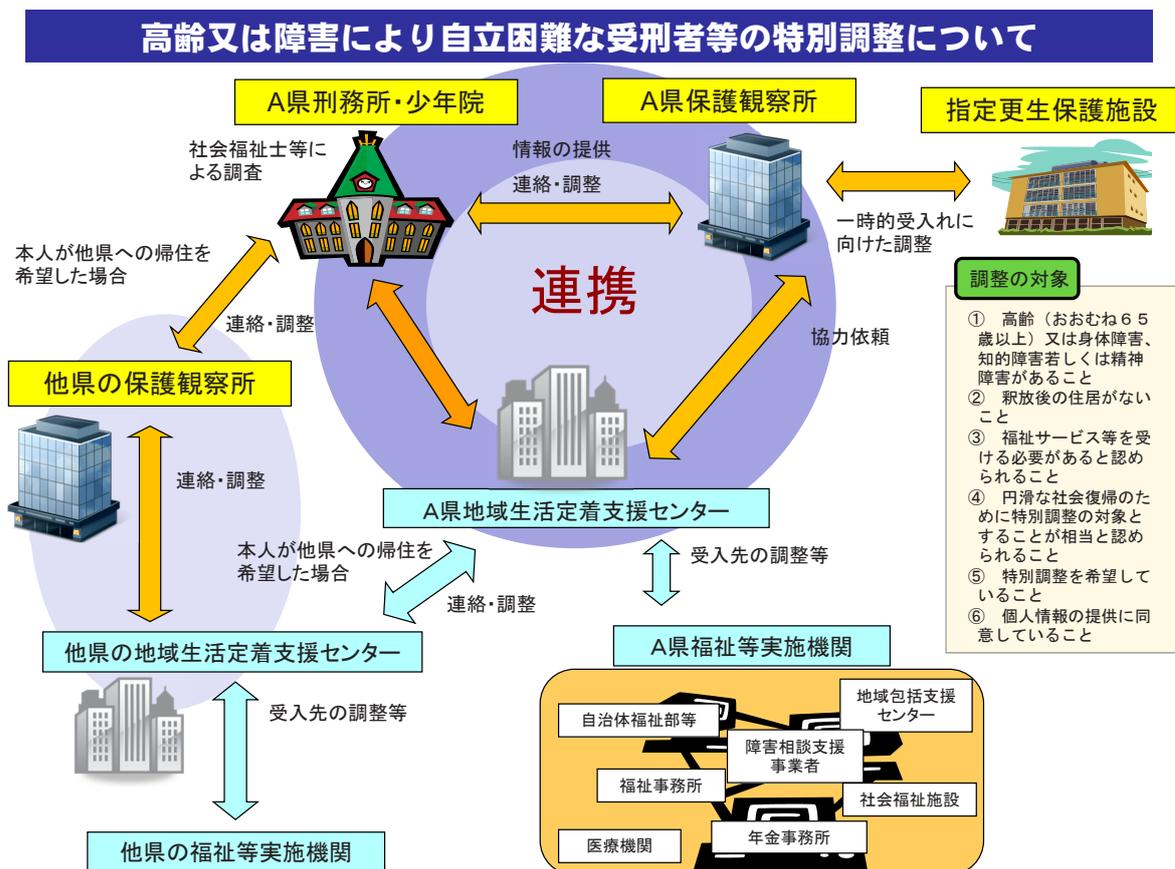
### (3) 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号36】

法務省及び厚生労働省は、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所、地域生活定着支援センター<sup>\*3</sup>等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整（資3-36-1及び【指標番号10】参照）の取組を実施している。この取組を促進するため、関係機関において、特別調整の対象者等に対する福

祉的支援に係る協議会や、各関係機関等が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う連絡協議会等を行っている。

加えて、2018年度（平成30年度）からは、地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設入所早期からの関わりや地域の支援ネットワークの構築の推進を強化するなど、更なる連携機能の充実強化を図っている。

資3-36-1 特別調整の概要



出典：法務省資料による。

#### (4) 更生保護施設における支援の充実【施策番号37】

法務省は、一部の更生保護施設を指定更生保護施設に指定し、社会福祉士等の資格等を持った職員を配置し、高齢や障害の特性に配慮しつつ社会生活に適応するための指導を行うなどの特別処遇（資3-37-1参照）を実施している。2022年度（令和4年度）に、特別処遇の対象となった者は、1,861人（前年度：1,803人）であった。また、指定更生保護施設の数、2023年（令和5年）4月現在で77施設であり、そのうち3施設は、主に少年を受け入れる更生保護施設として、発達障害等の特性に配慮した専門的な処置を行うなど少年処遇の充実を図っている。

※3 地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。2009年度（平成21年度）に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。

## 資3-37-1

## 更生保護施設における特別処遇の概要

## 更生保護施設における 高齢者又は障害を有する者の特性に配慮した処遇の充実

- ◎ 全国の更生保護施設（102か所）のうち77施設を、高齢者や障害のある者を積極的に受け入れる施設（＝指定更生保護施設）として指定（※）。
- ◎ 指定された施設に、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の専門資格等を有する職員を配置して、高齢や障害の特性に配慮した処遇を実施。

※ 発達障害等を有する少年に対する処遇の充実を図るため、77施設のうち3施設は、主に少年を受け入れる更生保護施設を指定（令和4年度～）。

### 対象者

①から③までの全てを満たし、かつ、更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所の長が認める者。

- ① 高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害（身体・知的・精神のいずれか）があると認められること。
- ② 適当な住居がないこと。
- ③ 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。

### 高齢や障害の特性に配慮した処遇の内容

- ① 高齢又は障害を有する者の特性に配慮した社会生活に適應するための指導・訓練
- ② 医療保健機関と連携した健康維持のための指導、助言
- ③ 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整
  - ・ 地域生活定着支援センターや社会福祉施設等に対する情報の伝達（対象者の心身の状況、生活状況等）
  - ・ 更生保護施設退所後の生活基盤の調整（行政・福祉サービスの利用申請手続の支援等）

出典：法務省資料による。

## (5) 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号38】

法務省は、検察官に対する研修等において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、再犯防止の取組等について講義を実施している。

矯正職員に対しては、各種集合研修において、高齢者又は障害のある者等の特性についての理解を深めるため、社会福祉施設における実務研修（勤務体験実習）や社会福祉施設職員による講義・指導等の実施、高齢受刑者に対する改善指導とその課題等についての講義を実施している。また、2022年度（令和4年度）現在、刑務官を対象とした研修として、認知症サポーター養成研修を合計76庁、福祉機関における実務研修を合計32庁でそれぞれ実施している。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たる少年院職員に対し、適切に指導するための知識、技能を付与することを目的とした研修を実施している。

更生保護官署職員に対しては、高齢者又は障害のある者等の特性や適切な支援の在り方についての理解を深めるため、新任の保護観察官や指導的立場にある保護観察官に対する研修において、地域生活定着支援センター職員等による講義を実施している。

## 2 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

### (1) 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号39】

法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉計画（資3-39-1参照）を積極的に活用するよう周知しており、地方再犯防止推進計画が地域福祉計画と一体として策定される例も相当数見受けられる（資3-39-2参照）。

厚生労働省は、都道府県が医療計画（資3-39-3参照）を策定するに当たって参考となるように、

精神疾患の医療体制の構築に係る指針を定めている。当該指針では、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）において、犯罪をした薬物依存症者等に適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている点を紹介している。また、都道府県の第7次医療計画において、薬物依存症に対応できる医療機関を明確にする必要があるとしている。

### 資3-39-1 地域福祉計画の概要

## 地域福祉（支援）計画について

### 概要

- 「市町村地域福祉計画」(社会福祉法第107条)と「都道府県地域福祉支援計画」(同法第108条)からなる。
- 「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。
- 「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。
- 平成29年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加するとともに、策定を努力義務化。
- 令和2年の社会福祉法改正により、盛り込むべき事項に地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を追加。

### 計画に盛り込むべき事項

#### 【市町村地域福祉計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### 【都道府県地域福祉支援計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

※下線部分は令和2年の社会福祉法改正により追加された記載事項（令和3年4月1日施行）

出典：厚生労働省資料による。

### 資3-39-2 地方再犯防止推進計画等策定数（策定方法別）

#### 地方再犯防止推進計画等策定数（策定方法別<sup>\*1</sup>）

地方公共団体	策定数	策定方法	
		単独で策定	他の関連計画 <sup>*2</sup> へ包含して策定
都道府県	47	43	4
指定都市	19	10	9
その他市町村（特別区を含む）	506	96	410

注 1 法務省調査による。

2 令和5年4月1日の数値である。

※1 地方再犯防止推進計画の策定に変えて条例を制定した地方公共団体も含む

※2 地域福祉計画、防犯に関する計画、人権に関する計画等

## 資3-39-3

## 医療計画の概要

## 医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

## 計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。第8次医療計画の期間は2024年度～2029年度。中間年で必要な見直しを実施。）

## 記載事項(主なもの)

## ○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

## 二次医療圏

335医療圏(令和3年10月現在)

## 【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

## 三次医療圏

52医療圏(令和3年10月現在)

※都道府県ごと1つ(北海道のみ6医療圏)

## 【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の反響が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に即し、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づき、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

## ○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量を推計。

## ○ 5疾病・6事業(※)及び在宅医療に関する事項

- ※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。

6事業…6つの事業(救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

## ○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

## ○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

出典：厚生労働省資料による。

## (2) 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号40】

障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法に基づく通院医療の利用者等である障害者(以下「矯正施設出所者等である障害者」という。)を受け入れるに当たっては、①きめ細かな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携などの手厚い専門的な対応が必要であるため、業務負担に応じた報酬を設定することが求められている。

厚生労働省は、このような状況を踏まえ、障害者総合支援法<sup>\*4</sup>において、障害のある人が共同生活する場であるグループホーム等で、矯正施設出所者等である障害者に対し、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合を報酬上評価している。

加えて、「社会生活支援特別加算」において、訓練系、就労系障害福祉サービス(就労定着支援事業を除く。)事業所が精神保健福祉士等を配置している場合等に、矯正施設出所者等である障害者に対し、①本人や関係者からの聞き取りや経過記録・行動観察等によるアセスメントに基づき、他害行為等に至った要因を理解し、再び同様の行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた個別支援計画等の作成、②指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催、③日中活動の場における緊急時の対応、等の支援を行うことを報酬上評価している(【施策番号22】参照)。

## (3) 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号41】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳<sup>\*5</sup>(以下これらを合わせて「障害者手帳」という。)については、矯正施設在所中の交付手続がより一層促進されるよう、2021年度(令和3年度)から、一部の刑事施設において、障害者手帳の交付を受けるために必要な医師による診察等を実施している。また、障害福祉サービス等については、出所後に円滑に利用されるように、市町村の認

※4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

※5 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事又は指定都市市長(一部の児童相談所を設置する中核市長)が交付する手帳である。

定調査員が矯正施設を訪問するなどして矯正施設在所中の者に対する障害支援区分の認定を行い、障害福祉サービス等の支給決定を行っている。さらに、生活保護については、生活保護制度における保護の実施責任が要保護者の居住地（要保護者の居住事実がある場所）又は現在地により定められるとされていることから、要保護者が矯正施設の出所者の場合、帰住先が出身世帯であるときはその帰住先を居住地とし、そうでないときはその帰住先を現在地とみなすこととし、その旨周知している。

法務省は、受刑者等の住民票が消除されるなどした場合にも、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、矯正施設職員向けの執務参考資料を作成し、協議会や研修において、職員に対して住民票の取扱いを含めた保健医療・福祉サービスを利用するための手続等の周知を図っている。

### 3 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

#### (1) 刑事司法関係機関の体制整備【施策番号42】

法務省は、保護観察所において、起訴猶予等となった高齢者又は障害のある者等の福祉的支援が必要な者に対して専門的な支援を集中して行うことを目的として、2018年度（平成30年度）から、入口支援（【施策番号34】参照）に適切に取り組むための特別支援ユニットを設置し、更生緊急保護対象者に継続的な生活指導や助言を行ってきた。2021年度（令和3年度）からは、特別支援ユニットを発展させ、社会復帰対策班を設置し、入口支援にとどまらず、更生緊急保護の対象者に継続的に関与し、その特性に応じた支援が受けられるよう関係機関等と調整を行うなどの社会復帰支援の充実を図っている。

また、検察庁は、社会復帰支援を担当する検察事務官の配置や社会福祉士から助言を得られる体制の整備などにより、社会復帰支援の実施体制の充実を図っている。

#### (2) 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】

法務省及び厚生労働省は、2021年度（令和3年度）から、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対する支援を開始した。具体的には、地域生活定着支援センターが実施している地域生活定着促進事業の業務として、新たに被疑者等支援業務を加え、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、地域生活定着支援センターと検察庁、弁護士会、保護観察所等が連携し、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うとともに、釈放後も地域生活への定着等のために支援等を行う取組を実施している（資3-43-1参照）。

また、2022年度（令和4年度）からは、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者を被疑者等支援業務による支援に更につなげられるようにするため、弁護士との連携強化を促進している。

保護観察所においては、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対する上記の取組を含め、検察庁等と連携した起訴猶予者等に対する更生緊急保護の措置として、一定の期間重点的な生活指導等を行うとともに、福祉サービス等に係る調整のほか、就労支援等の社会復帰支援を行う「更生緊急保護の重点実施等」を行っている。2022年度（令和4年度）、検察庁から事前協議を受け、更生緊急保護の重点実施等を行った対象者は、473人（前年度：340人）であった。

## 資3-43-1

## 被疑者等支援業務の概要

## 被疑者等支援業務（概要）

## 【要旨】

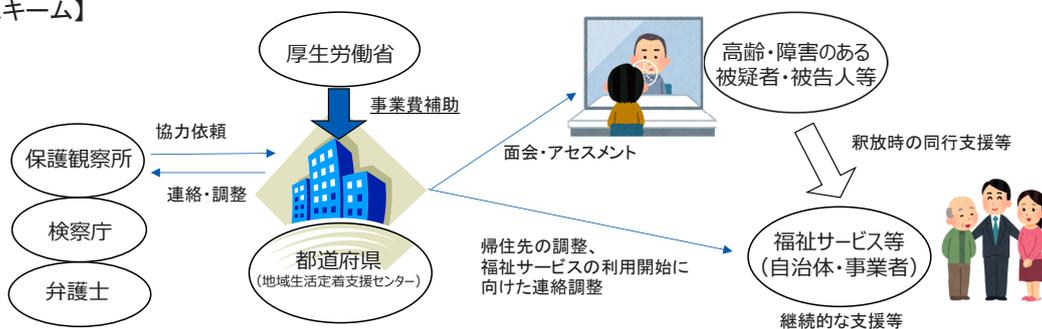
- 刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

## 【事業内容】

- 保護観察所等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービス等の利用調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続の支援等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な支援等を行う。

【実施主体】 都道府県（社会福祉法人、NPO法人等に委託可）

## 【事業スキーム】



出典：厚生労働省資料による。

Column  
3

## 入口支援における 保健医療・福祉サービスの利用促進等のための取組

北海道地域生活定着支援札幌センター 石井 隆

北海道地域生活定着支援札幌センター（以下「定着支援札幌センター」という。）においては、2010年（平成22年）の開設以来、弁護士から依頼を受けて入口支援を行ってきました。当時は、弁護士の接見に同行し、本人と面接を行い、福祉の見立てや調整、そして、場合によっては、更生支援計画書の作成等が支援の中心でした。

その後、2021年度（令和3年度）から被疑者等支援業務が開始され、その事業として検察庁発信の被疑者・被告人支援制度（更生緊急保護の重点実施の対象者に対する支援）が行われるようになりました（【施策番号43】参照）。

もっとも、札幌の場合、検察庁から依頼があった場合にだけ上記支援制度を行うのではなく、定着支援札幌センターの相談業務において、弁護士から「一度、会って福祉の見立てを立ててほしい」などの依頼を受けた場合であっても、本人と面接し、執行猶予の可能性があるときには、定着支援札幌センターから検察庁の刑事政策推進室に連絡を入れて、情報提供をし、上記支援制度の対象者として支援を開始するケースも多く、2022年度（令和4年度）は、そのようなケースが全体の4割近くありました。

また、被疑者・被告人支援制度を軌道に乗せるため、定着支援札幌センターが検察庁と弁護士会の間に入って連絡調整をしているほか、2021年（令和3年）9月から、札幌地方検察庁、札幌保護観察所、札幌弁護士会、定着支援札幌センターが、月に1回程度の懇談会を開催し、情報交換や意見交換を行っており、四者で協力をし、福祉サービスに結び付けています。

定着支援札幌センターにおいては、被疑者・被告人支援制度の対象になった時点で、福祉サービス事業所を探し、勾留中の被告人段階で福祉事業所との面接を行い、執行猶予の判決の後、保護観察所で更生緊急保護の申請を行った上、センターが準備していた福祉サービスの事業所を利用するケースが多くあります。

また、場合によっては、裁判で執行猶予になった後、一時的に病院に入院し、治療を受け、退院後、定着支援札幌センターが福祉につなぐなど、多様な対応を行っています。

北海道は、東北6県を足した面積を上回っており、広大です。定着支援札幌センターは、全国各県の定着支援センターの中で、ただ一つ3か所の地方検察庁（札幌、旭川、函館）と3か所の保護観察所（札幌、旭川、函館）を担当エリアとしておりますが、ここまで紹介した事例は、定着支援札幌センターがある札幌エリアのケースです。札幌から300キロ離れている函館や180キロ離れている旭川は、それぞれのエリアで独自の入口支援の対応をしておりますが、これらの地域における被疑者・被告人支援制度の活用は、十分とは言えず、課題がたくさんあるように思われます。

2022年度（令和4年度）は、旭川地区で6回の地区懇談会を開き、函館地区でも5回の地区懇談会を開催しました。それぞれの地区で従来から行っている入口支援をベースに、被疑者・被告人支援制度を軌道に乗せるために、今後も精力的に活動して行きたいと思えます。



地区懇談会の様子



## 第2節

## 薬物依存を有する者への支援等

## 1 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

## (1) 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号44】

## ア 矯正施設内における指導等について

## (ア) 刑事施設

法務省は、刑事施設において、改善指導（【施策番号83】参照）のうち、特別改善指導の一類型として、薬物依存離脱指導の標準プログラム（指導の標準的な実施時間数や指導担当者、カリキュラムの概要等を定めたもの。）を定め、同指導を実施している（資3-44-1参照）。

同指導は、認知行動療法<sup>※6</sup>に基づいて、必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に依存があると認められる者全員に対して実施するもの）、専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）、選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）の三種類を整備し、対象者の再犯リスク、すなわち、犯罪をした者が再び犯罪を行う危険性や危険因子等に応じて、各種プログラムを柔軟に組み合わせて実施している。2022年度（令和4年度）の受講開始人員は7,418人（前年：7,493人）<sup>※7</sup>であった。

※6 認知行動療法

行動や情動の問題、認知的な問題を治療の標的とし、これまで実証的にその効果が確認されている行動的技法と認知的技法を効果的に組み合わせて用いることによって問題の改善を図ろうとする治療アプローチを総称したもの。問題点を整理することによって本人の自己理解を促進するとともに、問題解決能力を向上させ、自己の問題を自分でコントロールしながら合理的に解決することのできる力を増大させることをねらいとして行われる。（「臨床心理学キーワード〔補訂版〕」坂野雄二編参照）

※7 受講開始人員は、必修プログラム、専門プログラム及び選択プログラムの三種類のプログラムに加え、PFI手法を活用した刑事施設におけるプログラムの各受講開始人員の総数である。

資3-44-1 刑事施設における薬物依存離脱指導の概要 (1)



# 刑事施設における特別改善指導 薬物依存離脱指導

- 指導の目標  
薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。
- 対象者 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（薬物担当）、民間協力者（民間自助団体等）
- 指導方法 グループワーク、民間自助団体によるミーティング、講義、視聴覚教材、課題学習、討議、個別面接 等
- 実施頻度等 1単元60～90分 全2～12単元 標準実施期間：1～6か月※  
※ 薬物への依存の程度、再使用リスク等に応じて、必修プログラムのほか、専門プログラム・選択プログラムを組み合わせ実施。

## カリキュラム

	項目	指導内容	項目	指導内容
必修	はじめに	プログラム概要を説明し、受講意欲を高めさせる。	オリエンテーション	プログラムの概要を説明し、目的とルールについて理解させる。薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせ、受講意欲を高めさせる。依存症とは何かを理解させる。
	薬物使用の影響	薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせる。	薬物使用の流れ	薬物依存がどのように形成されるのかを理解させ、入所前の自分の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させ、薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。
	引き金に注意	薬物使用につながる「外的引き金」、「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用の 패턴の流 れについての理解を深めさせる。	外的引き金	薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用の 패턴の流 れについての理解を深めさせる。
	再使用の予測と防止①	薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまう「リラプス」の兆候に気づき、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。	内的引き金	自分の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用の 패턴や流 れについての理解を深めさせる。
	再使用の予測と防止②	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては、ストレスの自覚と適切な対処が大切であることを理解させ、具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。	回復段階	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ、回復に対する見直しを持たせる。
	活用できる社会資源	社会内で断薬を継続するための支援を行う専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。	リラプスの予測と防止	「リラプス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気づき、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。
	おわりに	「再使用防止計画書」を作成させ、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。	いかりの綱	再使用には前兆があることを気付かせ、再使用に至らないための方法を具体的に考えさせる。所内生活において、それらの対処方法を実践するよう促す。
選択	項目及び指導内容については、専門プログラムから項目を選択し、各項目の指導内容に準じた内容とする。		退屈	回復途中に感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。
			社会内のサポーター自助グループとは	社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。
			仕事と回復	仕事と回復にどのような影響を及ぼすかを理解させ、両者のバランスを取ることを大切さを認識させる。
			再使用防止計画書	「再使用防止計画書」の発表を通じて、これまで学習してきた内容を確認しながら、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。また、他の受講者からのフィードバックや発表を聞くことで、それまでの自分になかった新たな気づきを得る機会を提供する。
			まとめ	回復過程に必要なことは、意志の強さではなく、賢い対処であることを理解させるとともに、これまでのセッションで学んできた効果的な対処方法が身に付いてきているかを受講者本人に確認させる。

### ダルク・NAとの連携



※ ダルク（DARC）：覚醒剤等の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。  
※ NA（ナルコティクス・アノニマス）：薬物依存症からの回復を目指す人たちのための自助グループ。

出典：法務省資料による。

資3-44-1

刑事施設における薬物依存離脱指導の概要（2）

## 刑事施設における薬物依存離脱指導

### ◎対象者の選定

- 面接調査やアセスメントツールを活用し、薬物への依存の程度や再犯リスク等の薬物事犯者の問題性を把握

### ◎指導の目標

- 薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解
- 断薬への動機付けを高める
- 再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる
- 社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる

### ◎実施方法等

- 1単元60～90分
- 全2～12単元、標準実施期間：1～6か月

### ◎今後、効果検証の結果を公表予定

受刑者個々の問題性やリスク、刑期の長さ等に応じ、各種プログラムを組み合わせる実施

### 必修プログラム

DVD教材・ワークブック

### 専門プログラム

グループワーク（12回）

### 選択プログラム

グループワーク	民間自助団体によるミーティング	DVD等の補助教材の視聴	面接、個別指導等
---------	-----------------	--------------	----------

### ◎更生保護官署との連携

- 必修プログラム及び専門プログラムは、保護観察所と同様、認知行動療法の手法を取り入れたプログラムを導入
- 刑事施設における指導実施結果とともに、心身の状況や服薬状況等の医療情報を引き継ぎ、一貫性のある指導・支援を実施

受講開始人員の推移

H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
10,989	9,728	8,751	7,707	7,493	7,418

出典：法務省資料による。

### (イ) 少年院

少年院において、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある在院者に対して、特定生活指導として薬物非行防止指導（資3-44-2参照）を実施し、2022年（令和4年）は299人（前年：303人）が修了している。また、男子少年院2庁（水府学院及び四国少年院）及び全女子少年院9庁を重点指導施設として指定し、実施施設の中でも特に重点的かつ集中的な指導を実施している。具体的に

は、薬物依存からの回復をサポートする民間の自助グループ、医療関係者、薬物問題に関する専門家等を指導者として招へいし、グループワークを中心とした指導を実施しているほか、保護者向けプログラムを実施するなどしており、2022年度（令和4年度）は、57人（前年：75人）が修了している。

なお、男子少年院2庁においては他の少年院から在院者を一定期間受け入れてこの指導を実施している。

資3-44-2 少年院における薬物非行防止指導の概要

## 少年院における特定生活指導（薬物非行防止指導）

### ★ 指導目標

薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないこと

- 対象者 麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者
- 指導内容 ①受講者全員に対して統一的行う中核プログラム、②受講者の個々の必要性に応じて選択的に行う周辺プログラム、③中核プログラム終了後に個別に行うフォローアップ指導を組み合わせる実施
- 実施結果 更生保護官署（保護観察所等）へ情報提供

### 指導内容の概要

### 中核プログラム

項目	指導内容	指導方法
プログラム① (共通) 中核プログラム	薬物乱用の防止を目的とした、認知行動療法を基礎とするワークブックを用いた指導	・「J.MARPP」を用いたグループワーク又は個別指導
② 周辺プログラム	主として背景要因に焦点を当てた指導	・対人スキル指導 ・家族問題指導 ・アサーションを中心とした対人トレーニング ・固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング） ・個別面接指導
	主として問題行動（薬物使用）に焦点を当てた指導	・自律訓練法、呼吸法 ・アンガーマネジメント ・マインドフルネス ・リラクセーション
	主として生活設計に焦点を当てた指導	・個別面接指導 ・進路に関する集団指導 ・余暇の過ごし方（薬物以外の楽しみ探し）指導 ・固定メンバーによる継続的な集会（ミーティング） ・民間自助グループによる講話
ア③ ッ プ フ ォ ロ ー ア ッ プ 指 導	中核プログラムの確認（復習・自己統制計画の見直し）	・「J.MARPP」を用いた個別指導

○ 実施形式	集団指導又は個別指導
○ 指導時間数	12単元（1単元100分）

単元	指導科目
第1回	薬物をやめることに挑戦してみよう
第2回	依存と回復
第3回	引き金と欲求
第4回	あなたのまわりにある引き金について
第5回	あなたのなかにある引き金について
第6回	再発を防ぐために
第7回	再使用のいいわけ
第8回	薬物使用とアルコール
第9回	新しい生活のスケジュールを立ててみよう
第10回	「強くなるより賢くなれ1」
第11回	「強くなるより賢くなれ2」
第12回	回復のために 一信頼と正直さ

出典：法務省資料による。

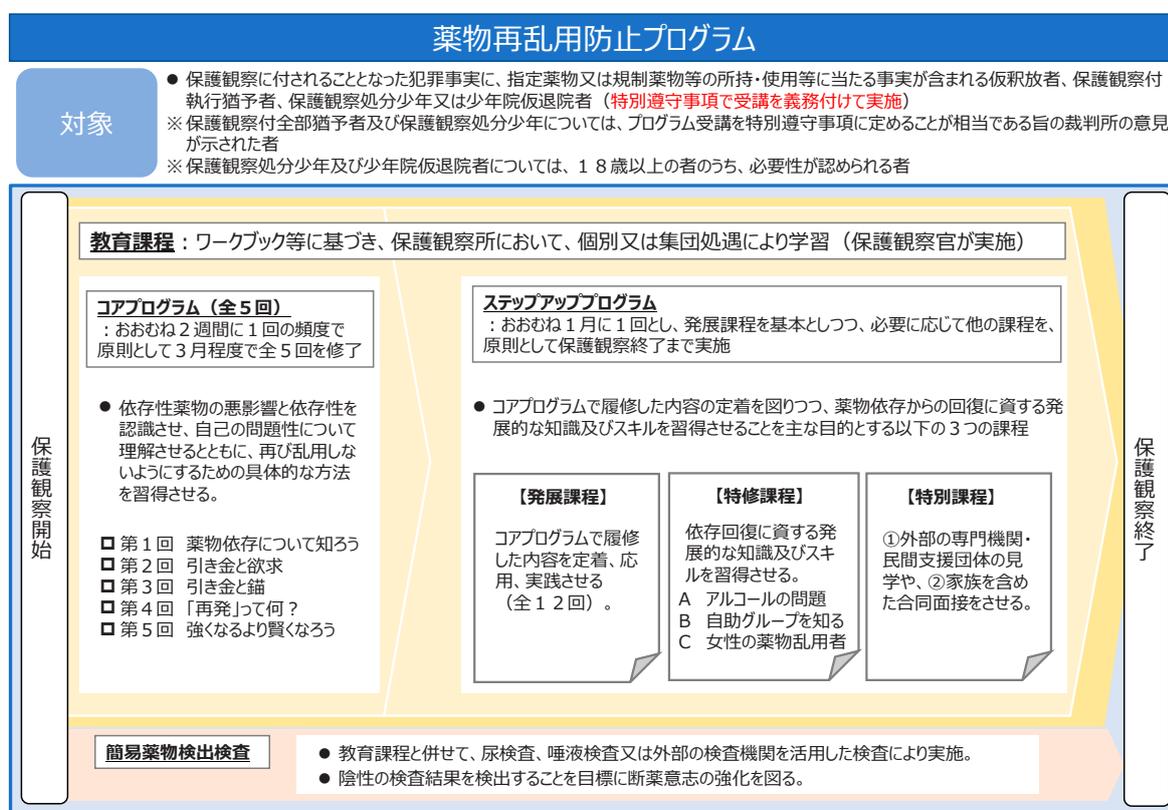
## イ 社会内における指導等について

保護観察所は、依存性薬物（規制薬物等、指定薬物及び危険ドラッグ）の使用を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、薬物再乱用防止プログラム（[資3-44-3](#)参照）を実施している。同プログラムは、ワークブック等を用いて依存性薬物の悪影響を認識させ、コアプログラム（薬物再乱用防止のための具体的方法を習得させる）及びステップアッププログラム（コアプログラムの内容を定着・応用・実践させる）からなる教育課程と簡易薬物検出検査を併せて行うものとなっている。

また、薬物再乱用防止プログラムを実施する際には、医療機関やダルク（【施策番号85】参照）等と連携し、実施補助者として保護観察対象者への助言等の協力を得ているほか、保護観察終了後を見据え、それらの機関や団体等が実施するプログラムやグループミーティングに、保護観察対象者をつなげる働き掛けをしている。

### 資3-44-3

### 保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの概要



## (2) 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号45】

法務省は、刑事施設の教育担当職員に対し、薬物依存に関する最新の知見を付与するとともに、認知行動療法等の各種処遇技法を習得させることを目的とした研修を実施している。少年院の職員に対しては、医療関係者等の協力を得て、薬物依存のある少年への効果的な指導方法等についての研修を実施しているほか、2022年度（令和4年度）には、大麻使用歴を有する在院者に対する指導を充実させるため、職員用の執務参考資料を作成し、配布した。薬物使用経験のある女子在院者については、低年齢からの長期間にわたる薬物使用や女子特有の様々な課題を抱えていることが多く、それらの課題に適切に対応し得る専門的な指導能力が求められることから、専門的知識及び指導技術の一層の向上を図るため、2017年度（平成29年度）から女子少年を収容する施設間において、職員を相互に派遣して行う研修を実施している。

また、施設内処遇と社会内処遇との連携強化のため、2017年（平成29年）から、矯正施設職員及び保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施している。同研修においては、SMARPP<sup>※8</sup>の開発者及び実務者のほか、精神保健福祉センター<sup>※9</sup>、病院及び自助グループにおいて薬物依存症者に対する指導及び支援を行っている実務家を講師として招き、薬物処遇の専門性を有する職員の育成を行っている。

## (3) 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号46】

法務省は、一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、精神保健福祉士や公認心理師等の専門的資格を持った専門スタッフを配置して薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施している。

薬物処遇重点実施更生保護施設の数、2023年（令和5年）4月現在で、25施設であり、2022年度（令和4年度）における薬物依存がある保護観察対象者等の受入人員は704人（前年度：666人）であった。

## (4) 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号47】

法務省及び検察庁は、薬物事犯者の再犯を防止するため、刑事施設内における処遇に引き続き、社会内における処遇を実施する刑の一部の執行猶予制度（[資3-47-1](#)参照）の適切な運用を図っている。

法務省は、同制度の施行を契機として、2016年度（平成28年度）から改訂して実施している刑事施設及び保護観察所における薬物事犯者に対するプログラムの効果検証<sup>※10</sup>を実施した。その結果、同プログラムには、再犯防止に一定の処遇効果が認められた。この結果を踏まえ、刑事施設及び保護観察所において、より効果的かつ一貫性のある指導を実施するため、プログラムの一層の充実に向けた検討を行っている。

刑事施設においては、薬物事犯者の再犯防止のための先進的な取組として、2019年度（令和元年度）から、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能となるプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等するための支援を行う女子依存症回復支援モデル事業を実施している（[資3-47-2](#)参照）。

更生保護官署においては、官民一体となった“息の長い”支援を実現するための新たな取組とし

※8 SMARPP

Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program（せりがや覚せい剤依存再発防止プログラム）の略称であり、薬物依存症の治療を目的とした認知行動療法に基づくプログラムである。

※9 精神保健福祉センター

都道府県や指定都市に設置されており、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及・調査研究、相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務、精神障害者保健福祉手帳の申請に対する決定、自立支援医療費の支給認定等を行い、地域精神保健福祉活動推進の中核を担っている。

※10 刑事施設及び保護観察所における薬物事犯者に対するプログラムの効果検証結果について  
[https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo10\\_00030.html](https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo10_00030.html)



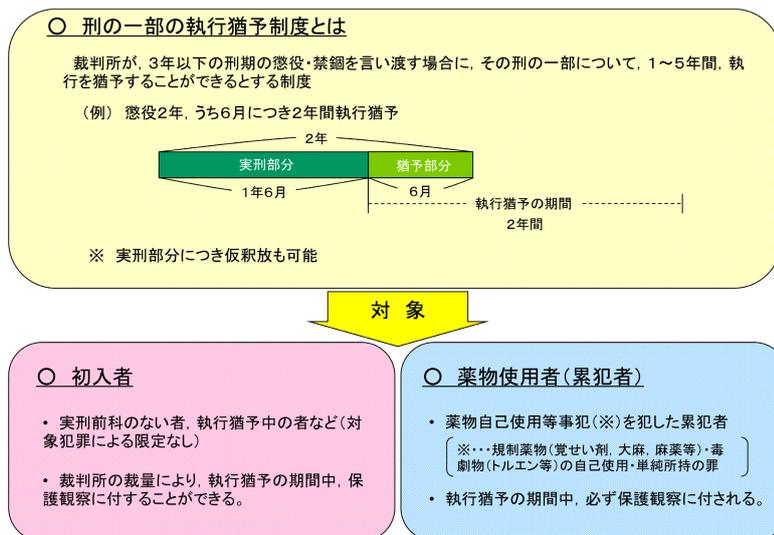
て、2019年度（令和元年度）から、薬物依存のある受刑者について、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、薬物依存症者が地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を実施する、薬物中間処遇を試行的に開始し、2023年（令和5年）4月現在で、9施設において実施している。また、2022年（令和4年）に外部の専門家を構成員とする「薬物処遇の在り方に関する検討会」を開催し、大麻事犯者に対する効果的な薬物再乱用防止プログラムの実施の在り方及び関係機関等が実施する薬物に関する専門的な援助の保護観察処遇への活用等の在り方について意見を聴取し、その結果を2023年（令和5年）1月に報告書として公表した<sup>※11</sup>。

また、法務総合研究所において、2016年度（平成28年度）から、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと共同で薬物事犯者に関する研究を実施し、覚醒剤事犯で刑事施設に入所した者に対する質問紙調査等から得られた薬物事犯者の特性等に関する基礎的データの分析等を行っている。2022年度（令和4年度）には、日本アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会シンポジウム等の国内外における学会において、これまでの研究結果について発表した。

## 資3-47-1

## 刑の一部執行猶予制度の概要

## 刑の一部の執行猶予制度



出典：法務省資料による。

※11 薬物処遇の在り方に関する検討会報告書  
<https://www.moj.go.jp/content/001388375.pdf>



## 札幌刑務支所「女子依存症回復支援センター」

～受刑段階から出所後の支援と直結した指導を実施～

## ○ 女性特有の問題に着目した多様なプログラムの実施

## 週間プログラム（例）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	センター ミーティング	作業	作業	センター ミーティング	作業
	NA・AAメッセージ ミーティング			ソマティクス (ボディワーク)	
午後	作業	手仕事&アート	生活術	作業	センター ミーティング
		コアプログラム	コアプログラム		ブリスン・ブック・ クラブ

※ 週1回、プログラムと並行してカンファレンスを実施する。

## コアプログラムの概要

## ＜特徴＞

- ・女性特有の事情を反映し、出所後も継続使用できるプログラム構成
- ・オープンエンド方式による編入

## ＜内容（主なセッション）＞

- ・あなたがここにいる理由
- ・依存症（アディクション）ってなんですか
- ・止めなければいけない？
- ・わたしの応援団
- ・変化していく女性のからだ
- ・グチと相談
- ・依存先を増やす など

## ○ プログラムとの相乗効果を期待した特徴的な処遇の実施

## 刑務作業

農作業を通じて、心身の安定を図る



## その他

## ＜所内での生活＞

- ・薬物の自己使用からの回復という同じ目的を持った者による自主性を重んじた共同生活
- ・出所後の生活環境に近い処遇環境

## ＜出所にあたって＞

- ・施設内で使用したテキストを持ち帰り、出所後の更生意欲を喚起

## ○ 処遇環境の整備

コンセプト：出所後の生活（回復支援施設）に近い環境

## 居室棟（みのり寮）

～夜間・休日の生活エリア～



## 女子依存症回復支援センター

～日中活動のエリア～



出典：法務省資料による。

厚生労働省は、2019年度（令和元年度）から、地方厚生（支）局麻薬取締部・支所（以下「麻薬取締部」という。）に公認心理師等の専門支援員を配置し、麻薬取締部において薬物事犯により検挙された者のうち、保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた薬物初犯者を主な対象として、希望者に対し、「直接的支援（断薬プログラムの提供）」、「間接的支援（地域資源へのパイプ役）」、「家族支援（家族等へのアドバイス）」の3つの支援を柱とする再乱用防止対策事業を実施している。2021年度（令和3年度）からは、法務省と連携し、本事業の対象者を麻薬取締部以外の捜査機関において薬物事犯により検挙され同様の判決を受けた者等にも拡大している。

また、厚生労働省では、医薬品医療機器制度部会の下に医学・薬学・法学等の専門家、医療関係団体、地方公共団体関係者を構成員とする「大麻規制検討小委員会」を設置し、2022年（令和4年）5月から計4回開催した。同年10月に公表したとりまとめ<sup>※12</sup>において、薬物乱用者に対する回復支

援の対応を推進し、薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支援策も充実させるべきとの基本的な方向性が示された。

財務省及び厚生労働省は、2018年度（平成30年度）から「薬物事犯者の再犯防止対策の在り方に関する検討会」を開催しており、2022年度（令和4年度）は同検討会実務担当者会議において、薬物依存症に対する治療を提供できる医療機関、相談支援等を行う関係機関、福祉サービス等に関する知見の共有や意見交換を実施した。

## 2 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実

### (1) 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号48】

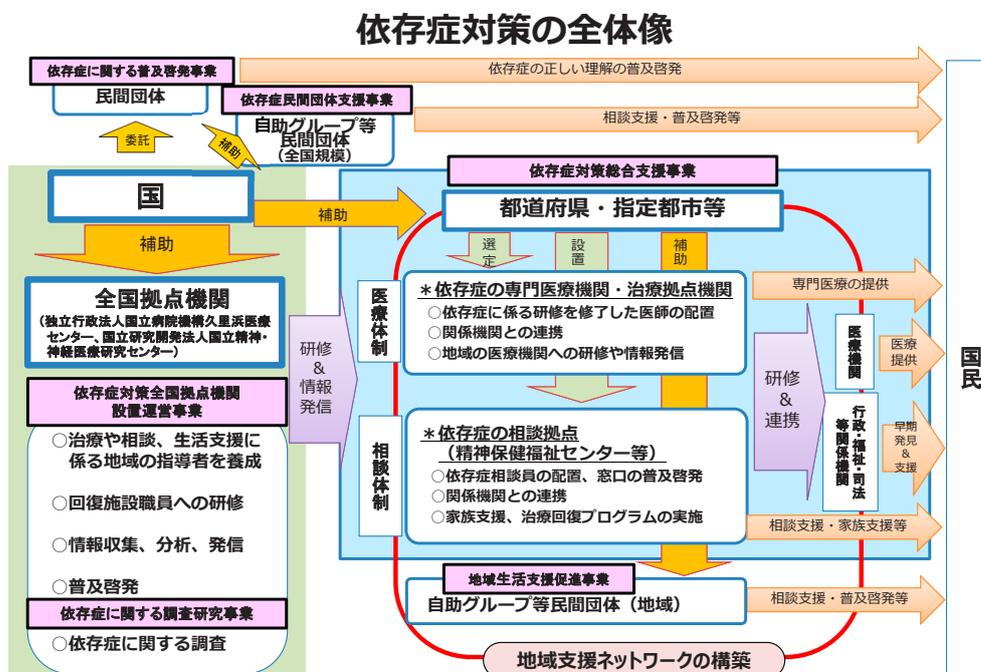
厚生労働省は、薬物依存症を含む依存症対策について、各地域において、医療体制や相談体制の整備を推進するとともに、地域支援ネットワーク構築、依存症全国拠点機関による人材育成・情報発信、依存症の正しい理解の普及啓発等を総合的に推進している。これら取組の全体像については資3-48-1を参照。

また、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、依存症対策全国拠点機関として独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを指定している。同センターでは、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して薬物依存症を含む依存症治療の指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の医療従事者を対象とした依存症治療の研修を実施している。

このほか、厚生労働省は、都道府県及び指定都市が薬物依存症の専門医療機関及び治療拠点機関の選定や薬物依存症者への相談・治療等の支援に関わる者（障害福祉サービス事業所や福祉事務所の職員等）を対象とした研修を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。

資3-48-1

依存症対策の概要



出典：厚生労働省資料による。

※12 大麻規制検討小委員会 とりまとめURL  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/001002508.pdf>)



## (2) 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号49】

厚生労働省は、依存症対策全国拠点機関を通じて、薬物依存症患者本人及びその家族等を対象とした相談支援に関して指導的役割を果たす指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の相談支援を行う者を対象とした研修を実施している。

また、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、都道府県及び指定都市において、依存症相談員を配置した依存症相談拠点の設置を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。

## (3) 自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号50】

厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、地域で薬物依存症に関する問題に取り組む自助グループ等民間団体の活動を地方公共団体が支援する「薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業（地域生活支援促進事業）」を実施しており、2018年度（平成30年度）からは、全国規模で活動する民間団体の活動を支援する「依存症民間団体支援事業」を実施している。

## (4) 薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号51】

厚生労働省は、毎年全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、地域の薬物相談を担う保健所や精神保健福祉センターの職員等に加えて、一般国民にも公開して「再乱用防止対策講習会」を開催している。同講習会では、薬物依存症治療の専門医、地域の薬物依存症患者支援に取り組む家族会からの講演を行うなど、薬物依存症に対する意識・知識の向上を図っている。2022年度（令和4年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止したものの、2023年度（令和5年度）は山形県、神奈川県、愛知県、福井県、徳島県及び福岡県で開催予定である。

このほか、薬物依存症者を抱える親族等に向けた、薬物再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」<sup>\*13</sup>を作成し、各都道府県の薬務課や精神保健福祉センター、保護観察所、矯正施設、民間支援団体等を通じて配布し、正しい知識と相談窓口の周知を図っている。また、依存症に対する誤解や偏見をなくし、依存症に関する正しい知識と理解を深めるため、普及啓発イベントの実施やリーフレット<sup>\*14</sup>のウェブサイトへの掲載等、広く一般国民を対象とした普及啓発事業を行っている。

## (5) 薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号52】

警察は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（2018年（平成30年）8月薬物乱用対策推進会議決定。資3-52-1参照）<sup>\*15</sup>等に基づき、各地域において薬物依存症対策を含めた総合的な薬物乱用対策を目的として開催される「薬物乱用対策推進地方本部全国会議」等に参加し、地方公共団体や刑事司法関係機関等の関係機関と情報交換を行っている。さらに、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者やその家族への供覧・配布を目的とした再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」<sup>\*16</sup>を

※13 薬物再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku\\_doikuhon.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/other/kazoku_doikuhon.html)



※14 リーフレット：依存症って？－「依存症を正しく知って」「支える」ために－  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000620866.pdf>



※15 「薬物乱用防止五か年戦略」  
 2023年（令和5年）8月8日、薬物乱用対策推進会議において、令和10年8月までの取組事項等を取りまとめた「第六次薬物乱用防止五か年戦略」が決定された。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou\\_taisaku/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou_taisaku/index.html)



※16 再乱用防止のためのパンフレット「相談してみませんか」  
<https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/yakubutu/soudanshitemimasenka2023.pdf>



毎年度作成して、全国の精神保健福祉センターや家族会等の窓口を紹介するなどの情報提供を実施している。

法務省及び厚生労働省は、2015年（平成27年）に策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（資3-52-2参照）に基づき、保護観察所と地方公共団体、保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他関係機関とが定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を図っている（資3-52-3参照）。

法務省は、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方について共通の認識を得ることを目的として、「薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実務者連絡協議会」を開催し、刑事施設及び保護観察所の指導担当職員等が、双方の処遇プログラムの実施状況等の情報を交換している。協議会では、大学教授や自助グループを含む民間団体等のスタッフを外部機関アドバイザーとして招へいするなどしており、今後も、依存症専門医療機関の医師等を招へいして、薬物依存症者の支援及び関係機関との連携の在り方を検討していくこととしている。

少年院においては、在院者に対する薬物非行防止指導の実施に当たり、民間自助グループや医療関係者等の協力を受けることとしている。

厚生労働省は、毎年全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、「薬物中毒対策連絡会議」を主催している。会議では、薬物依存症治療の専門医のほか、各地方公共団体の薬務担当課・障害福祉担当課・精神保健福祉センター・保健所、保護観察所、矯正施設等の薬物依存症者を支援する地域の関係機関職員が、地域における各機関の薬物依存症対策に関する取組や課題等を共有するとともに、それらの課題に対する方策の検討を行い、関係機関の連携強化を図っている。2022年度（令和4年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により実地開催を中止したものの、書面にて情報共有を行った。さらに、厚生労働省は、都道府県及び指定都市において、行政や医療、福祉、司法等の関係機関による連携会議を開催するに当たり、財政的、技術的支援を行っている。同会議では、薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援を行うために、地域における薬物依存症に関する情報や課題の共有を行っている。

資3-52-1

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の概要

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(概要)		
※平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定		
<b>戦略策定に向けた3つの視点</b>		
・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策                        ・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応                        ・関係機関との連携を通じた乱用防止対策		
<b>5つの目標</b>		
<b>目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止</b>		
<学校における薬物乱用防止教育> ○関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実 ○指導者に対する研修会等による資質向上	<関係機関等との連携、海外渡航者への広報> ○関係機関・団体と連携した広報・啓発活動 ○大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起	<広報・啓発の強化> ○科学的知見を広報・啓発資料へ反映 ○危険性等を強く印象付けられる画像等の利用
<b>目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止</b>		
<医療提供体制の強化> ○認知行動療法等の専門医療機関の充実 ○薬物依存症治療の従事者への研修	<社会復帰のための指導・支援> ○刑事司法関係機関等による指導・支援の推進 ○依存症相談員を配置した相談拠点の設置	<研究の推進> ○薬物乱用実態の研究の推進 ○治療回復プログラム等の効果検証
<b>目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止</b>		
<捜査基盤の整備と連携強化> ○薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化 ○合同捜査・共同摘発の推進	<巧妙化潜在化する密売事犯等への対応> ○サイバーパトロール等による情報収集強化 ○向精神薬悪用事例等への対応	<未規制物質等の情報収集と迅速な規制> ○高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入 ○関係機関間での迅速な情報共有
<b>目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止</b>		
<密輸等の情報収集・取締体制の強化> ○国内外関係機関と連携した早期の情報入手 ○取締りに必要な資機材の整備	<水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底> ○コントロールド・デリバリー捜査の活用 ○合同捜査・共同摘発の推進	<訪日外国人に対する広報啓発> ○多言語での発信による広報・啓発強化 ○国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発
<b>目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止</b>		
<各国・地域の薬物乱用実態等の把握> ○インターネット対策等捜査手法に係る情報収集 ○国際機関を通じた乱用薬物の情報収集	<国際的な取締体制の構築> ○国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用 ○職員の派遣等を通じた協力体制の構築	<国際会議・国際枠組への積極的な参画> ○アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有 ○国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

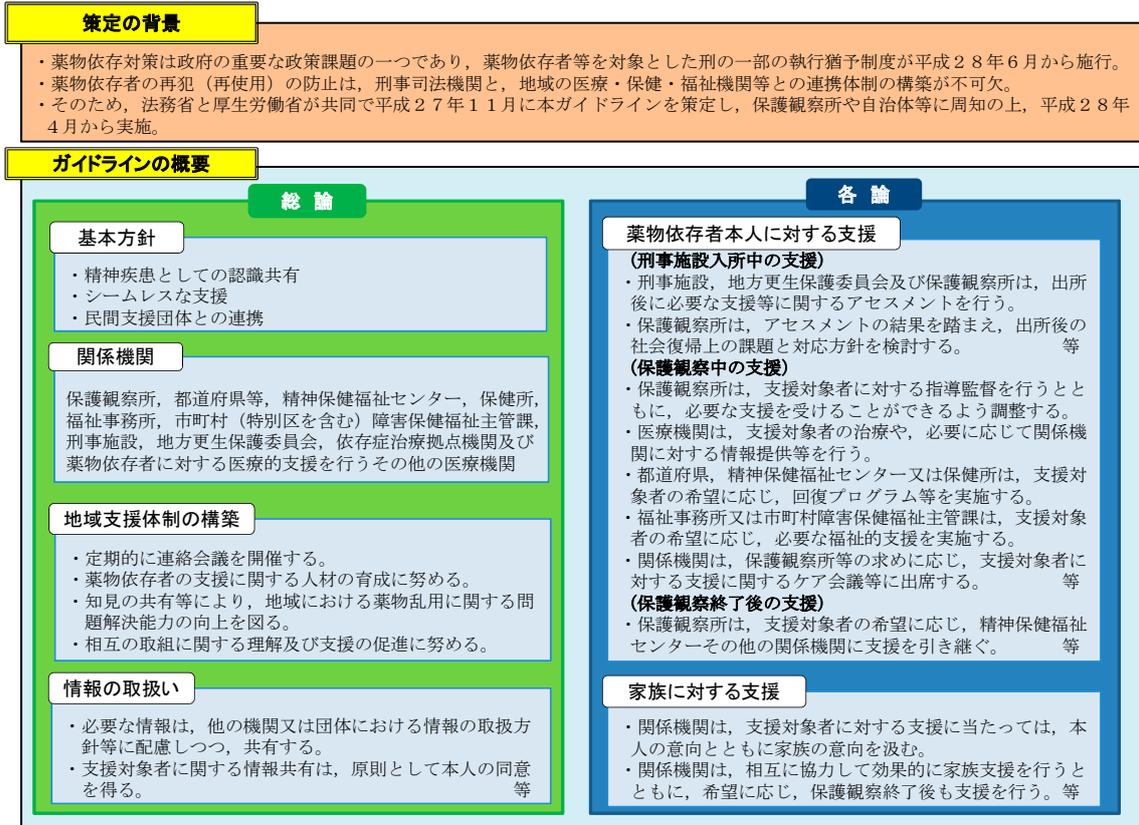
※項目は主なものを記載

出典：厚生労働省資料による。

資3-52-2

薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの概要

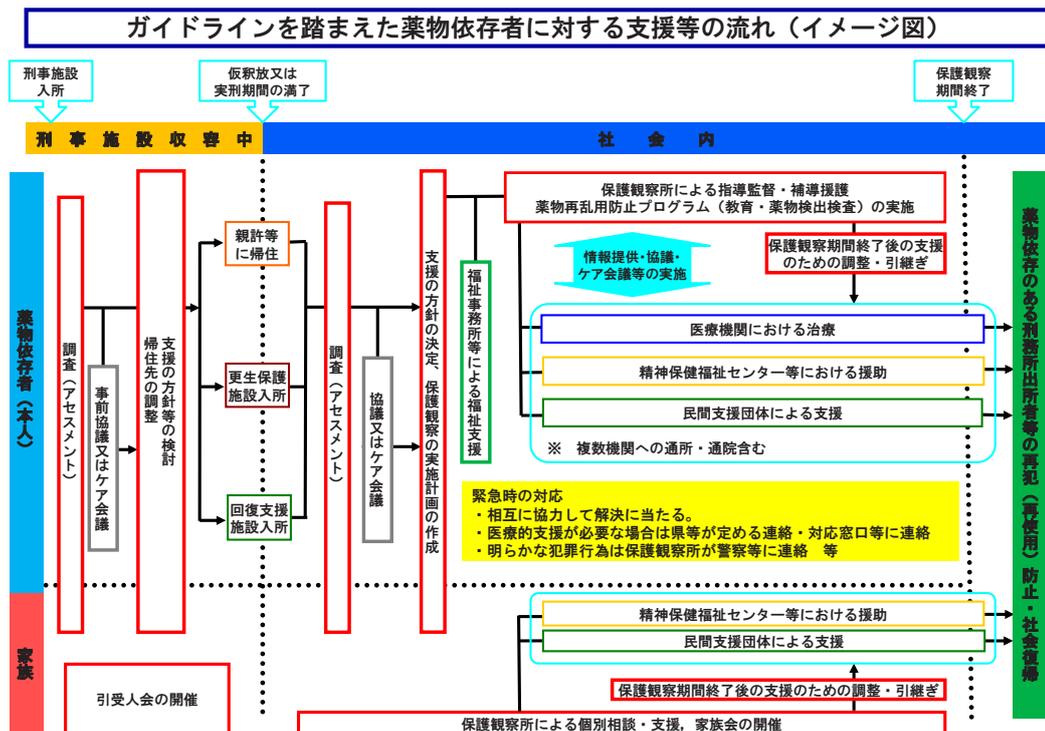
「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要



出典：法務省・厚生労働省資料による。

資3-52-3

ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ



出典：法務省・厚生労働省資料による。

### (6) 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号53】

厚生労働省は、診療報酬の中で、薬物依存症に対する治療を精神疾患に対する専門的な治療である精神科専門療法として評価している。

2016年度（平成28年度）診療報酬改定において、薬物依存症の患者に、集団療法を実施した場合の評価として「依存症集団療法」を新設し、2018年度（平成30年度）診療報酬改定において、薬物依存症についても精神科専門療法の対象疾患に含まれることを明確化するとともに、薬物依存症の患者等に対し、計画的に実施される専門的な精神科ショート・ケアに対する加算として、「疾患別等専門プログラム加算」を新設した。さらに、2022年度（令和4年度）診療報酬改定において、薬物依存症に対する有用な入院治療の開発を踏まえ、薬物依存症に係る入院管理について、「依存症入院医療管理加算」として新たに評価した。

## 3 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

### (1) 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号54】

薬物依存症は、治療と回復に時間を要することから、医師や看護師を始めとする医療関係者には、薬物依存症に関する適切な治療に加え、周囲へ正しい理解と協力を促す役割が期待されている。また、医療関係者が薬物依存症に対する正しい理解を深められるよう、適切な育成を行っていく必要がある。

厚生労働省は、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を修了した医師のうちから、「精神保健指定医」を指定し、薬物依存症を含む精神疾患に関する治療等を行わせている。また、一般的な医療関係者の育成においても、診察に従事しようとする医師に必修化されている医師臨床研修制度において、2020年度（令和2年度）から、新たな臨床研修の到達目標を適用しており、経験すべき疾病・病態として薬物等依存症を含む依存症を位置付けている。さらに、看護師については、保健師助産師看護師国家試験出題基準において、薬物を含む依存症対策に関する項目が含まれており、依存症に関する知見を、看護師として具有すべき基本的な知識及び技能として位置付けている。

### (2) 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号55】

精神保健福祉士及び社会福祉士は、薬物依存症に関する知識を身に付けることで、薬物依存症者が地域で生活するために必要な支援ニーズを把握し、関係機関へつなげるなどの相談援助を実施している。

厚生労働省は、薬物依存を始めた各依存症について教育内容を充実させるため、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを行い、2021年（令和3年）4月入学者から、複数の科目において、心理面や社会問題、地域生活課題といった視点で依存症を学ぶこととしている。

### (3) 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号56】

公認心理師<sup>※17</sup>は、薬物依存症の回復支援において、アセスメントや依存症集団療法等の専門的支援等、心理的側面から助言、指導その他の援助等を行っている。

公認心理師試験の出題基準には、「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル）」の項目等が組み込まれている。また、厚生労働省は公認心理師の養成カリキュラムにおいて、公認心理師となるために必要な科目として、「健康・医療心理学」、「精神疾患とその治療」、「保健医療分野に関する理論と支援の展開」等の科目を規定している。大学等によっては、それらの科目の中で薬物依存症を取り上げている。

※17 公認心理師

心理学に関する専門的知識及び技術をもって、心理に関する相談、援助等の業務に従事する者。平成27年に成立した公認心理師法（平成27年法律第68号）に基づく国家資格であり、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の様々な分野で活躍している。

**(4) 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号57】**

法務省における取組は、【施策番号45】を参照。

厚生労働省における取組は、【施策番号48】を参照。

特集

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

基礎資料

# Column 4

## 薬物再乱用対策推進事業

福岡県保健医療介護部薬務課

覚醒剤事犯の再犯者率は、他の犯罪に比べて高いといわれています。その中でも、福岡県における覚醒剤事犯の再犯者率は70%以上と、全国と比べて高い水準で推移しています。薬物事犯者の多くは、犯罪者であると同時に薬物依存の問題を抱える者でもあり、薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰への支援が必要です。実刑判決を受けた薬物事犯者は、刑事施設における薬物依存離脱指導（【施策番号44ア】参照）や保護観察所による薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44イ】参照）等の支援を受けることが可能である一方で、薬物事犯初犯者は全部執行猶予付判決となる場合があり、薬物依存症からの回復のための公的な支援を受ける機会に乏しいことが課題となっていました。

2016年（平成28年）に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されるなど、全国的に再犯防止対策が喫緊の課題となる中で、2017年（平成29年）4月に福岡地方検察庁内に再犯防止等の業務を専門に行う刑事政策推進室が設置されました。このような状況を踏まえ、福岡県では、保健医療介護部薬務課と福岡地方検察庁刑事政策推進室とが連携し、2018年度（平成30年度）から「薬物再乱用対策推進事業」を開始しました。

この事業は、全部執行猶予付判決が見込まれる薬物事犯初犯者について、福岡地方検察庁から情報提供を受け、福岡県薬務課が対象者との面談を重ねながら信頼関係を構築し、回復プログラム実施機関や医療機関、福祉関連支援機関など、対象者の薬物依存症からの回復に必要な機関へコーディネートするものです。

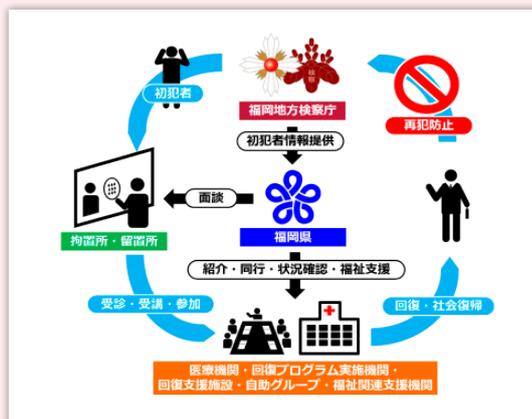
初回の面談は、対象者の勾留中に、留置場や拘置所等の勾留場所へ福岡県薬務課の職員である相談支援コーディネーターが赴いて行きます。以降も対象者との面談を重ね、薬物依存症から回復するための支援計画を策定し、釈放後に、支援計画に基づいて支援を実施しています。

相談支援コーディネーターは、精神保健福祉士、保健師、看護師、社会福祉士等の資格を有する者及び警察官OBで構成しており、面談を通じて得られた対象者の情報に応じて相談支援コーディネーターが連携して支援に当たっています。

具体的な支援内容としては、精神保健福祉センターや医療機関、民間団体等が実施している薬物依存症回復プログラムの紹介や初回参加時の同行、薬物依存症専門医療機関等の医療機関の紹介や受診同行、民間団体の依存症回復支援施設や自助グループの紹介や同行、就労や住居の確保や福祉サービスを受けるための福祉関連支援機関の紹介や同行等のほか、定期的に面談や電話、メールでの連絡を通じて対象者とコミュニケーションを取り、薬物に頼らない生活をする上で直面している課題や悩みを傾聴し、肯定的に受け止めつつアドバイスをする、回復プログラムの受講や医療機関の受診の意欲低下に対して動機付けを行うなど、薬物依存症からの回復に向けた行動のサポートも行っています。

支援期間は執行猶予期間満了までとしており、2022年度（令和4年度）からは、無事、執行猶予期間を満了し、支援を終了した対象者も出始めました。一方で、執行猶予期間満了後も引き続き支援を希望する対象者には、支援終了後のアフターフォローとして、定期的に面談や連絡を行い、薬物に頼らない生き方が継続できるようにサポートしています。

対象者の中には、本来は支援が必要でありながら、支援機関やその機関で受けられるサービスを知らなかったり、誤解していたりする者がいます。人に頼ることができず、薬物に頼らざるを得なかった対象者に寄り添い、関係機関と連携、協力しながら、今後も薬物再乱用防止対策を推進していきます。



薬物再乱用対策推進事業の概要